

河岸整備事業

# 進む安心・安全の街づくり 新河岸川の洪水対策整備事業

かつては水害に悩まされることの多かった新河岸川。流域地権者の方々の協力を得ながら、平成十九年度までに一部区間を残り掘削・築堤整備が進んできました。

同事業は平成六年頃から総合治水対策特定河川工事及び河川激甚対策緊急工事等の対象河川として、改修計画に沿って流域地権者の方々の協議がスタート。平成十六年に用地測量を、平成十七年には関係機関との調整および調査を実施し、平成十八年の着工以来、現在に至ります。

二十年度以降も未整備区間の完成を目指し、地権者の方々をはじめ流域の方々と協議を重ねて進められる予定です。



かつては水害に悩まされることの多かった新河岸川。流域地権者の方々の協力を得ながら、平成十九年度までに一部区間を残り掘削・築堤整備が進んできました。

同事業は平成六年頃から総合治水対策特定河川工事及び河川激甚対策緊急工事等の対象河川として、改修計画に沿って流域地権者の方々の協議がスタート。平成十六年に用地測量を、平成十七年には関係機関との調整および調査を実施し、平成十八年の着工以来、現在に至ります。

二十年度以降も未整備区間の完成を目指し、地権者の方々をはじめ流域の方々と協議を重ねて進められる予定です。

委員長報告

## ■二月定例議会

# 地方分権・行財政改革特別委員長として さらなる改革の推進を提言



地方分権・行財政改革特別委員長として委員会報告をする神山佐市

地方分権改革については「地方の自立を図るため、地方分権を推進するという県の姿勢を、全国知事会を通して地方分権改革推進委員会及び関係省庁に強くアピールすること」を意見・提言として決定しました。

次に県から市町村への権限委譲については「市町村への権限委譲に当たっては、必要な財政支援を行うとともに、進捗状況やメリットを十分に説明することなどにより、権限委譲が進展しやすい環境づくりに努めること」を。また行財政改革については「指定管理者制度の導入に当たっては、経費削減のみを求めず、県民サービスの更なる向上に配慮すること」を決定。引き続き「地方分権の推進、主体的な市町村合併、行財政改革並びに情報技術の活用に関する総合的対策」について継続の審査を求め、本会議で決定しました。

神山佐市長が特別委員を務める地方分権・行財政改革特別委員会二月例会におきまして、「行財政改革及び合併の状況」について提言を決定しました。

# 神山さいち事務所

———県政に対するご意見・ご要望をお寄せください。———  
〒354-0015 富士見市東みずほ台2-9-6  
Tel 049-253-6123 Fax 049-255-1177